

令和3年度関東地区公立学校事務長会役員名簿

役員		氏名	学校名	学校所在地	電話番号	FAX番号
会長	栃木	岡田 宏	栃木県立宇都宮清陵高等学校	栃木県宇都宮市竹下町908-3	028-667-6251	028-667-7970
副会長	群馬	服部 好男	群馬県立桐生高等学校	群馬県桐生市美原町1-39	0277-45-2756	0277-44-2439
	埼玉	安井 伯宏	埼玉県立大宮中央高等学校	埼玉県さいたま市北区櫛引町2-499-1	048-652-6481	048-660-2110
総務	栃木	三井 祐一	栃木県立益子芳星高等学校	栃木県益子町塙2382-1	0285-72-5525	0285-72-7925
	群馬	宮前 忠道	群馬県立万場高等学校	群馬県多野郡神流町生利1549-1	0274-57-3119	0274-57-2453
会計	栃木	五木田浩子	栃木県立栃木特別支援学校	栃木県栃木市皆川城内町1053	0282-24-7575	0285-72-7925
理事	茨城	諸岡 重彰	茨城県立中央高等学校	茨城県小美玉市張星500	0299-46-1321	0299-46-5309
		白田 宏保	茨城県立緑岡高等学校	茨城県水戸市笠原町1284	029-241-0311	029-241-7929
	栃木	増居 文子	栃木県立佐野松桜高等学校	栃木県佐野市出流原町643-5	0283-25-1313	0283-25-3143
		屋代 聰	栃木県立黒磯高等学校	栃木県那須塩原市豊町6-1	0287-62-0101	0287-42-4645
	群馬	高田 博子	群馬県立高崎女子高等学校	群馬県高崎市稲荷町20	027-362-2585	027-364-6195
		藤野 秀章	群馬県立館林商工高等学校	群馬県邑楽郡明和町南大島660	0276-84-4731	0276-84-5258
	埼玉	金庭 弘直	埼玉県立越谷西特別支援学校	埼玉県越谷市西新井850-1	048-962-0272	048-960-1187
		越後屋智彦	埼玉県立進修館高等学校	埼玉県行田市長野1320	048-556-6291	048-550-1058
	千葉	下川 道子	千葉県立佐倉高等学校	千葉県佐倉市鍋山町18	043-484-1021	043-486-0903
		岡本 恵利	千葉県立船橋啓明高等学校	千葉県船橋市旭町333	047-438-8428	047-438-4933
	神奈川	渡邊 裕司	神奈川県立神奈川工業高等学校	神奈川県横浜市神奈川区平川町19-1	045-491-9449	045-413-4101
		竹鼻 修	神奈川県立磯子工業高等学校	神奈川県横浜市磯子区森5-24-1	045-761-0251	045-754-3171
	東京	小杉 聖子	東京都立駒場高等学校	東京都目黒区大橋2-18-1	03-3466-2481	03-3466-5240
		齋藤 孝仁	東京都立大江戸高等学校	東京都江東区千石3-2-11	03-5606-9500	03-5606-9518
	山梨	保延 和正	山梨県立高等支援学校桃花台学園	山梨県笛吹市石和町中川1400	055-263-7760	055-263-0741
		山本 信一	山梨県立都留高等学校	山梨県大月市大月2-11-20	0554-22-3125	0554-22-0902
横浜	持田 和志	横浜サイエンスフロンティア高等学校	神奈川県横浜市鶴見区小野町6			
連絡員	茨城	苅部 隆	茨城県立内原特別支援学校	茨城県水戸市鯉淵町2570	029-259-5813	029-259-7179
	栃木	君島 朗	栃木県立のぞわ特別支援学校	栃木県宇都宮市岩曾町1177-2	028-689-2655	028-683-6977
	群馬	松田 美香	群馬県立高崎特別支援学校	群馬県高崎市乗附町3947	027-326-1616	027-326-8471
	埼玉	中出 初美	埼玉県立さいたま桜高等学園	埼玉県さいたま市桜区上大久保519-7	048-858-8815	048-858-8832
	千葉	内藤 孝行	千葉県立市川特別支援学校	千葉県市川市原木1862	047-327-4155	047-327-6815
	神奈川	嶋津由美子	神奈川県立平塚ろう学校	神奈川県平塚市大原2-1	0463-32-0129	0463-32-1646
	東京	田中 葉子	東京都立城南特別支援学校	東京都大田区東六郷2-18-19	03-3734-6308	03-3734-6310
	山梨	馬場 洋子	山梨県立あけぼの支援学校	山梨県韮崎市旭町上條南割3251-1	0551-22-6131	0551-22-6628
	横浜	持田 和志	横浜サイエンスフロンティア高等学校	神奈川県横浜市鶴見区小野町6		
監事	千葉	内藤 孝行	千葉県立市川特別支援学校	千葉県市川市原木1862	047-327-4155	047-327-6815
	神奈川	渡邊 裕司	神奈川県立神奈川工業高等学校	神奈川県横浜市神奈川区平川町19-1	045-491-9449	045-413-4101

関東地区公立学校事務長会会則

第1章 総則

(名称及び事務局)

第1条 本会は関東地区公立学校事務長会と称し、事務局を会長が在職する学校に置く。

(目的)

第2条 本会は、学校事務と事務長の職務等について調査研究をすると共に、会員の研鑽と情報の交換を行い、もって学校教育の進展に寄与することを目的とする。

(事業)

第3条 本会は、前条の目的を達成するため、次の各号の事業を行う。

- (1) 学校事務及び学校運営に係る調査研究に関する事項
- (2) 事務長の職務・職制等に係る調査研究に関する事項
- (3) 会員の資質及び社会的地位の向上に関する事項
- (4) その他本会の目的達成に必要な事項

第2章 会員

(会員)

第4条 本会の会員は、関東地区の公立の高等学校、中等教育学校、特別支援学校、高等専門学校の事務長（相当職を含む。）とする。

第3章 役員

(役員)

第5条 本会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 2名もしくは3名
- (3) 総務 2名
- (4) 会計 1名
- (5) 理事 17名
- (6) 連絡員 9名以内
- (7) 監事 2名

(役員を選任)

第6条 役員を選任方法は、次の各号による。

(1) 会長、副会長及び監事は、総会で選任する。

なお、会長候補は次期総会開催都県の会長とする。副会長候補は次々期及び次々々期総会開催都県の会長とする。

ただし、それぞれの都県会長が職を辞することとなった場合は、後任の都県会長又は退任した都県会長のいずれかを、次の総会までの期間に限り、本会長、副会長とする。

- (2) 副会長のうち1名は特別支援学校在職者とし(1)の副会長候補が両名とも高等学校在職者の場合、次期総会開催都県の特別支援学校在職者から1名選任する。
- (3) 第1号及び第2号の役員に欠員が生じたときは、第1号及び第2号の規定にかかわらず理事会において選任することができる。
- (4) 理事は、都及び各県事務長会から各2名、市事務長会から1名を選出する。
- (5) 総務及び会計は、会長が指名する。
- (6) 連絡員は、各都県市事務長会の特別支援学校から各1名を選出する。ただし(2)の副会長又は(4)の理事が特別支援学校在職者であれば兼ねることができる。

(役員職務)

第7条 役員職務は、次のとおりとする。

- (1) 会長は、本会を代表し、会務を総括する。
- (2) 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。
- (3) 総務は、企画、運営及び広報を分掌し、庶務を分担処理する。
- (4) 会計は、本会の会計事務を処理する。
- (5) 理事は、各都県市事務長会を代表し、会務の運営及び連絡調整を行う。
- (6) 連絡員は、特別支援学校における第2条の目的及び第3条の事業のために必要な事項を行う。

(7) 監事は、会計及び事業を監査し、その結果を総会に報告する。
(役員任期)

第8条 役員任期は、1年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠により選任された役員任期は、前任者の残任期間とする。

第4章 会議

(会議)

第9条 本会の会議は、総会及び理事会とする。

2 会議は、会長が召集する。

(総会)

第10条 総会は年1回開催する。ただし、必要に応じて臨時に開催することができる。

2 総会は、次の各号の事項を審議し、議決する。

- (1) 会則の制定及び改廃
- (2) 事業計画及び予算の決定
- (3) 事業報告及び決算の承認
- (4) 役員（会長、副会長及び監事）の選任
- (5) その他必要と認められる事項

3 総会の議長は、出席者の内から選任するものとする。

4 総会の議事は、出席者の過半数をもって議決し、可否同数のときは、議長の決定により総会の議決とする。

(理事会)

第11条 第5条の役員で構成する理事会は、次の各号の事項を審議し、議決する。

- (1) 総会へ提出する議案に関する事。
- (2) 欠員補充による会長、副会長及び監事の選任。
- (3) その他本会の運営に関する事。

2 理事会の議長の職務は、会長が行う。

第5章 会計

(経費)

第12条 本会の経費は、会費及び雑収入等の収入をもって充てる。

(会費)

第13条 本会の会費は、会員1名当たり年額1,000円とする。

2 前項の会費のほか、必要に応じて臨時会費を徴収することができる。

(会計年度)

第14条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日をもって終わる。

第6章 補則

(補則)

第15条 本会則の施行に関し必要な事項は、理事会で定める。

附則

本会則は、昭和52年1月27日から施行する。

昭和54年7月 3日 改正

昭和57年6月25日 改正

平成 3年6月26日 改正

平成 7年6月14日 改正

平成12年6月14日 改正

平成13年6月20日 改正

平成19年6月29日 改正

平成22年6月25日 改正

平成23年6月17日 改正

平成25年6月21日 改正

平成26年6月20日 改正

令和 2年8月 7日 改正

令和2年度事業報告

本会会則第2条の目的を達成するために、次の事業を実施した。

- 1 令和2年6月19日、山梨県甲府市の「ベルクラシック甲府」を会場に「第44回関東地区公立学校事務長会研究協議会並びに総会」を開催予定であったが、新型コロナウイルス感染拡大予防のため集合開催は中止となりました。総会の議事は書面決議で行い、令和元年度事業報告・決算報告並びに令和2年度役員改選案、事業計画案・予算案が承認され、役員の新旧交代が決定しました。なお、集合開催が中止になったため情報交換は行われず、研究発表は書面でのみの発表、報告となりました。令和2年度は、以下の1都2県です。
 - 東京都 「東京都の事務長会（東京都公立学校室（課）長会）の運営について」
 - 神奈川県 「神奈川県における学校事務の現状と課題」
 - 山梨県 令和2年4月開校「山梨県立特別支援学校うぐいすの杜学園」の設立目的、開校までの経緯について
- 2 令和2年10月30日、茨城県つくば市の「つくば国際会議場」において開催予定であった関東地区公立学校事務長会理事会は、上記の総会同様、集合開催が中止のため書面による決議を行いました。

議事では、関東地区公立学校事務長会活動経過報告・会計中間報告、第44回研究協議会並びに総会決算報告、第45回研究協議会並びに総会の開催、令和3年度事業計画（案）、会報発行計画（案）が承認され、次回（第45回）総会に提案されることになりました。
- 3 関東地区事務長会会報第85号を発行し、会員に全国及び関東地区事務長会の動向等をお知らせしました。

なお、令和2年度は、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、上記のとおり理事会及び研究協議会並びに総会、さらに全国大会も集合開催が中止となったため、年2回発行予定であった会報を集約し1回のみでの発行としました。

令和3年度 事業計画

本会会則第2条の目的を達成するため組織の拡充に努め、各都県市相互の連携を図りながら、次の事業を実施する。

- 1 研究協議会並びに総会を開催し、本年度の事業目標を決定するとともに、研究発表及び研究協議を通じて会員の資質の向上を図り、各都県市の連携を深める。
なお、令和3年度総会は、新型コロナウイルス感染予防のため集合開催は中止する。また、2ヶ年に渡り集合開催が中止となったため、関東地区事務長会会計から総会会計への助成を行わない事とし、よって令和3年度に限り会費を徴収しないものとする。ただし、総会議案及び研究発表を収録した冊子は従来通り作成し、書面による議決を行う。
- 2 全国公立学校事務長会の活動と連携して、公立学校事務室の在り方について情報交換を継続するとともに、学校事務職員等の職制の整備確立について研究を深め、関係各機関の理解と協力を得ながらその推進を図る。
- 3 会報86号、第87号を発行し、本会の活動、全国公立学校事務長会、及び関東各都県市事務長会の活動状況を伝達するとともに会員相互の交流を図る。
- 4 その他、本会の目的達成に必要な事業を行う。